

八王子市優良施工者顕彰実施基準

（目的）

第1条 この基準は、八王子市が発注する請負工事のうち、恒常的に施工成績が優良な工事を選定し、当該工事を施工した市内業者（以下「施工者」という。）を優良施工者顕彰（以下「顕彰」という）することにより、施工者の施工意欲を高め、公共事業の品質向上に寄与することを目的とする。

（対象）

第2条 対象は、工事業種ごとに行い、土木系、建築系、設備系とする。

- 2 土木系又は設備系において、工事成績評定の評価区分（以下「評価区分」という。）がBランク以上の成績を、5か年度内において累計10回以上取得した施工者に対し顕彰する。
- 3 建築系において、評価区分Bランク以上の成績を、5か年度内において累計5回以上取得した施工者に対し顕彰する。
- 4 前項の対象期間の算定は、しゅん工日を基準日とし、成績評定結果を年度毎に集計するものとする。
- 5 顕彰を受賞した場合は、選考対象期間を除き、新たに次年度から累計するものとする。
- 6 対象期間に法令違反や指名停止、入札参加の制限措置、評価区分Dランク以下がある場合には対象外とする。
- 7 表彰される前日までに法令違反、指名停止、評価区分Dランク以下等に該当した場合には対象外とする。
- 8 第6項及び第7項の場合は、指名停止等の期間が終了した後にしゅん工した工事から選考対象とする。

（優良施工者顕彰審査会）

第3条 顕彰の適切な実施を図るため、優良施工者顕彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、第6条の事務局より報告をうけた対象施工者について顕彰の適否を審査する。
- 3 審査会は、主な建設工事を所管する建設課長、建築課長、及び契約課長、品質管理担当課長をもって組織する。
- 4 委員長は品質管理担当課長、副委員長は契約課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（優良施工者顕彰の手続）

第4条 品質管理担当課長は第3条2項に規定により、該当する施工者があった場合には、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会へ報告し、承認を受け決定する。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は、総務部契約課とする。

(委任)

第6条 この基準について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年7月1日から施行する。